



精神保健福祉領域のソーシャルワーカーによる「触法精神障害者」の「社会復帰」支援の中身に関する研究



人文社会



Keywords

ソーシャルワーク、パターンリズム、自己決定



樋澤 吉彦 准教授

所属

人間文化研究科 ジェンダー・福祉・社会学

専門分野

社会福祉学

所属学会

日本社会福祉学会、日本病院・地域精神医学会

HP

<http://www.nagoya-cu.ac.jp/human/index.html>



研究概要

本研究は精神保健福祉領域のソーシャルワーカー（PSW）の職能団体である「日本精神保健福祉士協会」が、その構造的類似性から一種の保安処分と同定できる「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」（医療観察法）に対して実質的に関与するに至った過程について整理検討を行うことを通して、PSWによる「触法精神障害者」の「社会復帰」支援のあり方を模索することを目的としている。

① 関連する論文

- 樋澤吉彦「心神喪失者等医療観察法における『社会復帰』の意味」『人間文化研究』26、2016：37-65.
- 樋澤吉彦「保安処分に対する「日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会」（現日本精神保健福祉士協会）の「対抗」と「変節」の過程」『人間文化研究』25、2016：77-99.
- 樋澤吉彦「治療／支援の暴力性の自覚、及び暴力性を内包した治療／支援の是認について-吉田おさみの狂気論を通して」『現代思想（特集「精神医療のリアル」）』42(8)、2014：207-223.
- 樋澤吉彦『保安処分構想と医療観察法体制--日本精神保健福祉士協会の関わりをめぐって』生活書院、2017年.



今後の展望

医療観察法施行後すでに10年が経過しています。本研究を通して今後、医療観察法を契機としたソーシャルワーカーの構造的・機能的役割の拡大の様相、及び諸外国における司法精神医療におけるソーシャルワーカーの活用動向について調査・検討していきたいと考えています。



研究者からのメッセージ

医療/社会福祉分野のなかでも特に被援助者の「医療的/社会的特性」により必然的に専門家による「非自発」的支援/介入の度合いが強い精神医療/精神保健福祉分野における介入の諸相の検討を通して、社会福祉的支援のあり方を模索したいと考えています。

問い合わせ

産学官共創イノベーションセンター
(桜山キャンパス本部棟2階/事務局学術課内)
〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
(名古屋市営地下鉄桜通線「桜山」駅③出口すぐ)
☎ 052-853-8309 FAX 052-841-0261
✉ ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp